

温泉デイトレーニングセンター和の湯

重要事項説明書

— 指定通所介護サービス・第1号通所事業サービス —

和光開発株式会社
温泉デイトレーニングセンター和の湯

〒437-1121

静岡県袋井市諸井 2050 番地 3

電話：0538-30-4126

FAX：0538-30-4125

1 事業者および事業所の概要

事業者（法人）

項目	内容
名称	和光開発株式会社
所在地	静岡県浜松市中央区砂山町 351 番地の 5
設立年月日	昭和 49 年 3 月 11 日
代表者	代表取締役 芝田 博之
電話番号	053-458-0697

■ 事業所

項目	内容
名称	温泉デイトレーニングセンター和の湯
所在地	静岡県袋井市諸井 2050 番地 3
電話番号	0538-30-4126
FAX 番号	0538-30-4125
指定年月日	平成 28 年 12 月 1 日
事業所番号	2277300568
利用定員	150 名（通所介護・総合事業含む）
通常の実施地域	袋井市【三川小学校区、宇刈（馬ヶ谷・中村・大日）、国道 150 号以南を除く】／掛川市（梅橋・篠場・平野・徳泉・領家の一部）／磐田市（西島・彦島・玉越・稗原・鎌田・新出・東新町・豊浜中野・新貝・三ヶ野・三ヶ野台・明ヶ島・明ヶ島原）
併設事業所	ケアプランセンター和の湯

2 運営方針

1. 通所介護（要介護者）

- ・ 利用者の心身状態に応じ、生活機能の維持・向上をめざします。
- ・ 社会的孤立感の解消と家族負担の軽減を図ります。
- ・ 関係機関（市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、医療機関、福祉事業者等）と連携し、総合的なサービス提供を行います。

2. 総合事業（要支援・事業対象者）

- ・ 自立した生活が継続できるよう介護予防サービスを提供します。
- ・ 状態悪化の防止、要介護化予防を目的とした支援を実施します。

3 提供するサービスの内容

- ・ 食事の提供および介助を行います。
- ・ 入浴（個浴・一般浴・機械浴）を実施します。
- ・ 機能訓練・レクリエーションを実施します。
- ・ 健康チェック（体温・血圧等）を実施します。
- ・ 送迎（通常の実施地域内）および乗降の介助を行います。
- ・ 日常生活に関する相談および助言を行います。
- ・ その他、必要な日常生活上の援助を行います。

4 営業日およびサービス提供時間

- ・ 営業日：月曜日～金曜日（年末年始 12/29～1/3 は休業）
- ・ 営業時間：8:00～17:00
- ・ サービス提供時間：9:10～16:20

5 人員体制（令和8年6月現在）

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務
管理者	1 人	0 人	0 人	0 人
生活相談員	1 人	2 人（介護兼務）	0 人	1 人（介護兼務）
看護職員	3 人	1 人（機能訓練兼務）	1 人	0 人
介護職員	10 人	4 人（生活相談員・機能訓練指導員兼務）	13 人	2 人（生活相談員・機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員	3 人	3 人（看護兼務）	1 人	0 人

サービス提供の担当者

- ・ 管理者：芝田 江理子
- ・ 生活相談員：高橋 祥代

6 利用料

◆ 6-1 総合事業（要支援・事業対象者）月額

区分	単位数	基本料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象 要支援 1	1,798	18,231 円	1,823 円	3,646 円	5,469 円
要支援 2	3,621	36,716 円	3,672 円	7,344 円	11,016 円

加算・減算 総合事業（要支援・事業対象者）月額

加算名	単位数	基本料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
口腔機能向上加算 I	150	1,521 円	153 円	306 円	459 円
科学的介護推進体制加算	40	406 円	41 円	82 円	123 円
サービス提供体制加算 （要支援 1）	74	730 円	73 円	146 円	219 円
サービス提供体制加算 （要支援 2）	148	1,460 円	146 円	292 円	438 円
送迎減算（片道）	▲47	▲477 円	▲48 円/回	▲96 円/回	▲143 円/回
介護職員処遇改善加算 I ロ	一	総額の 12.0%	負担割合に より変動		

◆ 6-2 通所介護（要介護 1～5） 1 回利用ごと

要介護度	単位数	基本料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	607	6,155 円	616 円	1,232 円	1,848 円
要介護 2	716	7,260 円	726 円	1,452 円	2,178 円
要介護 3	830	8,416 円	842 円	1,684 円	2,526 円
要介護 4	946	9,600 円	960 円	1,920 円	2,880 円
要介護 5	1059	10,739 円	1,074 円	2,148 円	3,222 円

加算・減算 通所介護（要介護 1～5）

加算名	単位数	基本料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
入浴介助加算Ⅰ	40	405 円	41 円/回	82 円/回	123 円/回
入浴介助加算Ⅱ	55	557 円	55 円/回	111 円/回	167 円/回
個別機能訓練加算Ⅰロ	76	771 円	77 円/回	155 円/回	232 円/回
個別機能訓練加算Ⅱ	20	203 円	21 円/月	42 円/月	63 円/月
口腔機能向上加算	150	1,521 円	153 円/月	306 円/月	459 円/月
科学的介護推進加算	40	406 円	41 円/月	82 円/月	123 円/月
サービス提供体制加算Ⅱ	18	182 円	18 円/回	36 円/回	54 円/回
送迎減算（片道）	▲47	▲477 円	▲48 円/回	▲96 円/回	▲143 円/回
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	一	総額の 12.0%	負担割合に より変動		

◆ 6-3 その他の実費

項目	金額
昼食代	1,000 円
軽食代	実費
紙おむつ	150 円／枚
パッド	50 円／枚
温泉維持管理費	380 円／回（対象者のみ）
タオルレンタル	120 円／日（希望者） ※入浴をされる場合、タオルレンタルを希望しますか？ （ はい ・ いいえ ）
通常区域外送迎	通常実施地域を超えた地点から 1km あたり片道 50 円
その他	・利用者等の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用実費分。（例：個人用シャンプー、石鹸など） ・利用者の希望によって、教養娯楽として参加する クラブ活動（例：習字・お花・調理系教室など）や行事に係る費用実費分

※介護保険負担割合（1～3 割）により負担額が異なります。

※上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が 7 級地のため、単位数に 10.14 を乗じた額）であり、これが改定された場合は、料金は自動改正されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

※介護保険給付の限度額を超えてサービスを利用した場合、超過分は全額自己負担となります。

※利用者負担額は端数処理等により、実際の請求額と多少異なる場合があります。

※感染症又は災害等により利用者数が一定割合以上減少した場合、厚生労働省告示に基づく加算が適用されることがあります。

7 支払方法

- ・ 利用料は、指定する銀行または郵便局口座からの口座振替によりお支払いいただきます。
- ・ 前月分の利用料について、毎月 23 日前後に請求書を郵送いたします。
- ・ 請求金額は、翌月 18 日に指定口座より引き落としを行います。

残高不足等により引き落としができなかった場合は、当事業所が別途指定する方法および期日までにお支払いいただき、その際に要する振込手数料は利用者のご負担とします。

8 キャンセル料について

- ・ 前営業日 17 時までの連絡：キャンセル料は発生しません。
- ・ 前営業日 17 時以降及び連絡なしの場合（お迎え時のキャンセルを含む）：ご利用当日分の昼食代を請求します。
- ・ 急病などやむを得ない事情の場合：キャンセル料は発生しません。

9 サービス利用にあたっての留意事項

- ・ 利用中、ほかの方の迷惑となる行為についてはご遠慮いただきます。
- ・ 朝のお迎え時に、利用者のご事情により出発時刻までにご乗車いただけない場合は、他の利用者への影響を考慮し送迎を行わないことがあります。
送迎車両は次の利用者の送迎へ向かうため、一定時間以上お待ちできない場合があります。

10 個人情報の取扱い

- ・ 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは契約終了後も同様とします。
- ・ 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- 事業所は本人または家族の文書同意を得たうえで、利用者の居宅サービス計画等の立案の為のサービス担当者会議、居宅サービス事業者との連絡調整において、利用者又はその家族の個人情報を取り扱うものとします。
- 本人及びその家族より、個人情報の開示目的を示して個人情報の照会、訂正、追加、削除、利用停止又は消去の請求があった場合、本人確認を行った上で、正当の理由があると認める場合には、目的に適合する範囲内の個人情報につき、法令に基づき合理的な期間内に速やかに対応いたします。
- 個人情報の利用目的及び管理方法等に変更が生じた場合には、本重要事項説明書を変更することがあります。変更後の内容は、当法人が運営するホームページ等に掲載した時点から効力を生じるものとします。
- 日々の活動や行事の様子を記録し、サービスの内容や雰囲気をお伝えすることを目的として、撮影した写真・動画を以下の媒体において使用することがあります。
事業所が発行する報告用書面（各地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所宛）、広報誌、館内掲示物、事業所のホームページ、ブログ、SNS いずれも、活動内容の紹介や、サービス向上・広報を目的とした使用に限ります。
写真・動画の使用期間は、期限を設けず無期限とさせていただきます。
なお、写真掲載の同意をいただいていない方が写っている集合写真等については、本人が特定できないよう加工を行います。また、ご本人様へお渡しする写真につきましても、同様の対応をさせていただきます。
掲載後であっても、写真・動画の使用停止をご希望される場合は、事業所までお申し出ください。可能な範囲で速やかに対応いたします。
ただし、すでに作成・発注・配布済みの印刷物や、過去に掲載された媒体につきましては対応いたしかねる場合がありますことを、あらかじめご了承ください。

☐ 同意します ☐ 館内使用のみ可 ☐ 同意しません

11 緊急時の対応

- サービス利用中に体調不良や気分が悪くなった場合は、速やかにお申し出ください。状況により、安全確保のためサービスを中止し、ご帰宅をお願いすることがあります。その際は、介護タクシーまたはご家族等による送迎にご協力をお願いいたします。
- サービス利用中に体調の急変等が生じ、緊急性が高いと当事業所が判断した場合には、必要に応じて家族や担当ケアマネジャーへ連絡し救急要請等の対応を行うことがあります。

12 事故発生時の対応

- 家族・担当ケアマネジャー・市町村へ報告します。
- 事業者の故意・過失等に責任がある場合は速やかに損害賠償を行います。

- ・ 利用者またはその家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することがあります。

13 苦情受付窓口

事業所窓口（担当：高橋 祥代）・・・0538-30-4126

【各市町村介護保険担当窓口】

- ・ 袋井市市民課介護保険係・・・0538-44-3152
- ・ 掛川市役所長寿推進課・・・0537-21-1196
- ・ 磐田市役所高齢者支援課・・・0538-37-4869
- ・ 静岡県国民健康保険団体連合会・・・054-253-5590

14 利用者意見等の把握体制、第三者評価の実施状況

- ・ 利用者等の意見を把握する体制として、アンケート調査や意見箱を設置します。
- ・ 提供サービスの第三者による評価の実施は、行っておりません。

15 非常災害対策

- ・ 年2回の避難・救出訓練を実施し、防火管理責任者を配置します。
- ・ 非常災害時の具体的対応を定めた防災計画を策定し、職員および利用者へ周知します。

16 高齢者虐待防止の推進

- ・ 高齢者虐待防止のための指針整備、委員会開催、職員研修を定期的に行います。

17 身体拘束の適正化の推進

- ・ 身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き禁止し、実施時はその様態及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録・委員会の設置と開催、指針の整備、定期的な研修、結果の報告を行います。

18 感染症予防の取り組み

- ・ 感染症予防のための指針整備、委員会、研修、訓練を実施します。

19 業務継続計画の策定等

- 業務継続計画（BCP）を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図る為、定期的に訓練研修などを行い災害・感染症時の継続体制を整備します。

20 サービス終了

(1) 利用者のご都合による終了

- サービス終了を希望する 7 日前までに文書を提出してください。
- 入院などやむを得ない場合は、予告期間が 7 日間以内の通知でも解約ができます。

(2) 事業所側の都合による終了

- 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、1 ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

- 介護保険施設への入所・入院、自立認定、死亡された場合は双方の通知がなくても、自動的に終了となります。

(4) 即時終了（事業者側から）

事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告その他の手続きを要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。

- 利用料金の支払いが通算 3 回未払いとなり、事業所側からの催促にもかかわらず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- 利用者又はその家族が、ほかの利用者または職員に対して迷惑となる行為を行い、事業者が注意または改善の申し入れを行ったにもかかわらず、当該行為が改善されない場合
- 利用者またはその家族による暴力行為、脅迫、著しい威圧的言動、性的言動（セクシュアルハラスメント）その他これに準ずる重大な行為が認められ、事業者がサービスの継続が困難であると判断した場合

(5) 即時終了（利用者側から）

- 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- 事業者が、守秘義務違反をした場合
- 事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 事業者が、倒産した場合

その他、利用者は契約更新をしない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

説明日：令和 年 月 日

事業所は、利用者へのサービス提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事業者】

温泉デイトレーニングセンター和の湯

所在地：静岡県袋井市諸井 2050 番地 3

説明者：_____

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

【利用者】

住所：_____

氏名：_____

【代行人】（ご家族など）

住所：_____

氏名： _____

利用者との続柄：（ ）